

児童生徒等の定期の健康診断実施上の留意事項

【感染症対策の考え方】

- 次の対策の準備が整った検査から速やかに実施すること。
 - ・ 手洗いやマスクの着用を徹底すること。
 - ・ ①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が重ならないようにすること。
 - ・ 検査器具の消毒等を徹底すること。(特に児童生徒の顔・口や手に触れるもの)

【具体的な取組例】

- ・ 児童生徒は各種健診前後に手洗い又は手指のアルコール消毒を行うこと。
- ・ 会場の換気を定期的に行うこと。
- ・ 順番待ちのスペースの確保や会場に入る人数の制限を行うこと。
- ・ 遮眼器やオーディオメータのレシーバー・応答ボタンの消毒を、使用することに行うこと。
- ・ 内科検診や歯科検診については、児童生徒全員分の使い捨てグローブや消毒済みの器具を準備すること。

【その他の留意事項】

- ・ 健康診断の詳細な方法については、事前に学校医や学校歯科医等の意見を十分確認の上、教職員及び児童生徒、保護者の理解を得て実施すること。
- ・ 児童生徒等の定期の健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。